

# 高等学校等専攻科修了証明書

(独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構)

氏名	生年 月日	昭和・平成 年 月 日
----	----------	-------------

上記の者は、下記の課程を修了したことを証明します。

記

学校・ 学科名	学校		科	
	※以下の該当する□欄のいずれかに☑印を記入してください。 上記の課程は上記の者が修了した当時、学校教育法第 58 条の 2 に規定 (又は、規定を準用)する、			
	<input type="checkbox"/>	高等学校の専攻科		
	<input type="checkbox"/>	中等教育学校の後期課程の専攻科		
	<input type="checkbox"/>	特別支援学校の高等部の専攻科		
	であり、次の文部科学大臣が定める基準を満たしている課程である。			
<input type="checkbox"/>	高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 63 号)			
<input type="checkbox"/>	特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 64 号)			
専攻科 設置 年月日	昭和・平成 年 月 日 設置			
入学・修了 年月日	昭和・平成 年 月 日 入学	修業 年限	<input type="checkbox"/> 全日制	年
	昭和・平成 年 月 日 修了		<input type="checkbox"/> 定時制	
			<input type="checkbox"/> 通信制	

平成 年 月 日

学校所在地

学校名

学校長名

印

<参考>

○高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の概要（全日制の場合）

【修業年限】 2年以上

（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第100条の2第1号）

【修了要件】 62単位以上

（平成28年文部科学省告示第63号）

※ 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- ③ 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、上の①、②に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

【教員組織】 専攻科の全日制の課程における教員の数は、（文部科学省告示の）別表第1に定める数以上とすること。

教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下同じ。）でなければならないこと。ただし、当該専任の教員の数は3人を下ることができないこと。

（平成28年文部科学省告示第63号）

【施設】 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附属施設を備えなければならないこと。

専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならないこと。

（平成28年文部科学省告示第63号）